

令和5年度 第2回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 令和5年12月12日(火)

午後1時30分～

午後2時40分

場所 本庁舎会議室 1 B

令和5年度 第2回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

次第

- 1 開会
- 2 諮問 焼津市国民健康保険税の課税限度額改正について
- 3 協議事項 焼津市国民健康保険税の課税限度額改正について
- 4 報告事項
 - (1) 産前産後期間の国民健康保険税の免除制度の導入について
 - (2) 特定健診・特定保健指導の実施状況について
 - (3) 焼津市国民健康保険第3期保健事業計画（データヘルス計画）素案について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、池谷均、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

亀山八郎、間恵子

公益代表

近藤隆久、岡本康夫、石神とみ子

被用者保険等代表

大木富夫、玉川茂

事務局出席者

櫛田健康福祉部長

鈴木国保年金課長、加藤給付担当係長、望月保険担当係長

八木健康づくり課長、桐竹成人保健担当主幹、塩谷成人保健担当主任主査

前川納税促進課長、大橋納税促進担当係長

内容

鈴木課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

開会にあたりまして、副市長よりご挨拶をさせていただきます。

副市長 (副市長 挨拶)

鈴木課長 ありがとうございました。

続きまして、後ほど説明いたします 焼津市国民健康保険税の改正について、会長へ諮問書をお渡しします。本来であれば諮問書は市長よりお渡しするところですが、本日中野市長は公務のため、市長に代わり副市長よりお渡しいたします。それでは岡本会長、テーブルの前に移動をお願いいたします。

(副市長から岡本会長に諮問書を手渡す)

鈴木課長 ありがとうございました。

諮問事項の内容につきましては、この後、協議事項の中で事務局より説明させていただきます。

なお、副市長につきましては、公務により、退席させていただきますことをご了解願ひたいと思います。

(副市長、退席)

鈴木課長 それでは、ただいまから、第2回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

事務局 本日の出席者数は、被保険者代表4人、保険医及び保険薬剤師代表2人、公益代表3人、被用者保険等代表2人 以上合計11人ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。

したがいまして、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願ひます。

会議に先立ち、皆様にお渡ししてある資料の確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

また、先ほど副市長より会長へお渡ししました諮問書の写しをお配りします。

(諮問書の写しを配布)

鈴木課長 それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、ここからの進行を岡本会長にお願いします。

(会長 あいさつ)

議長 それでは、これより会議の進行をさせていただきます。

それではまず、会議録の署名人の指名をさせていただきますと思います。署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条に、議長が指名をする規定されていますので、私の方から指名をさせていただきますと思います。会議録の署名人に、曾根早苗委員をお願いします。それから、間恵子委員、よろしくをお願いします。

それでは最初に協議事項の焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正の内容について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 (資料説明)

議長 説明が終わりました。皆さん方のご意見をお聞きしたいと思いますので、ご意見があればよろしくお願いします。

増田委員 今、事務局から説明を受けましたけど、限度額についてはもう既に地方税法が改正されていることもあるので、これに準じて来年度から改めることは妥当かと思えます。

ただ、要望として、高齢化とかで医療費の支出が増えているという難しい部分もあると思いますし、徴収の面で一層の努力をしてもらうこと。それから、成人病などになると、医療費がよりかかることになる。ですから、保健事業は一層の努力をさせていただきますと思います。追加資料で、他市町の特定健診の受診率とかありましたけど、やはり焼津市は半分以下ですので、ぜひ4割を目指して頑張ってください。

それから、参考までに、限度額を払う世帯の所得については、資産とか人数で違うと思いますが、大体どれぐらいになると限度額になるのかちょっと教えてください。

議長 今、増田委員の方から、賛成ということでご意見をいただきました。その中で、所得がどれぐらいだと限度額になるのか、これは資産割等々の全体の中で決まるので一概には言えないでしょうけど、その辺の目安が何かあれば、答えをお願いしたいと思います。

事務局

はい、増田委員にお答えいたします。増田委員がおっしゃられたように、国税の課税額については、世帯の所得や世帯構成の状況によりそれぞれ異なっており、所得金額が同じであっても世帯の人数が異なれば課税額も異なりますので、一概に所得がいくらならばこうなるということを行うことはなかなか難しいですけれども、今年度、後期高齢者支援金等分の限度額が超過している世帯で、2万円引き上げられることにより限度超過でなくなる世帯の状況を見ました。

該当世帯の中で、基準総所得金額が一番低い世帯は、およそ870万円の所得のある世帯が該当になっておりました。その世帯の世帯構成は、夫婦2人と子供が3人いらっしゃる世帯で、自営業の共働きという状況でした。

また、夫婦2人世帯の場合は、およそ1000万円の所得がある世帯が、この境目の影響を受けてくるという状況でした。

議長

はい、増田委員、どうでしょうか。よろしいですか。

増田委員

はい、わかりました。

議長

その他に皆さんの方からご意見あればいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

特に皆さんの方からご意見がないようですので、この限度額の改正につきまして、賛否をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総数)

ありがとうございます。挙手総員になります。事務局の提案どおり、後期高齢者支援金等分の課税限度額を20万円から22万円に改正するということが適当であることを答申したいと思います。

また、増田委員の方からも意見がありましたけれども、附帯意見ということで、税負担の公平とか、財政の健全化のためにも適正な賦課徴収に努めていただくとともに、長期的な視野で、市民の健康増進を図るということで、特定健診等々、力を入れていただきたいということ、しいては医療費の抑制に繋げるように努力をしていただきたいというような趣旨のご発言がございました。これらも答申の中に盛り込んでいきたいと考えております。

本来であれば、ここで時間をいただいて、答申書を取りまとめて委員の皆さんにご確認をいただくところでもありますけれども、時間の都合上、答申書の作成について私の方に一任をしていただければと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これにつきまして、事務局の方から答申の流れにつきまして説明いただければと思います。

事務局 皆様に審議していただきました今回の内容につきまして、この後答申として取りまとめまして、会長から市長へ答申書をお渡しいただくこととなります。答申書の引き渡しは12月の下旬くらいになるかと思えますけれども、委員の皆様については、後日事務局より答申書の写しを送付させていただくように手配いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それではその段取りでお願いをしたいと思えます。

それでは、次に報告事項ということで、3つあります。最初に、産前産後期間の国民健康保険税の免除制度の導入ということで、説明をお願いしたいと思います。

事務局 (資料説明)

議長 ありがとうございます。今説明がございましたけども、皆さんの方から何かご意見や、質問したい事項があればよろしくをお願いしたいと思います。

玉川委員 すみません、参考までに教えていただきたいんですけども、今回の改正の、1の改正の趣旨のところ、4行目に均等割額を免除することになりますとあって、2の(2)のところでも均等割額の免除という表現になっていまして、その下から減額という表現になっているんですが、ここを免除ではなくて減額という表現にしたのは何か意味があるんでしょうか。参考までに教えてください。

事務局 お答えいたします。国の制度としましては免除という考え方なのですが、国保税には、所得割額、均等割額の他に、資産割額と平等割額がございまして、この2点につきましては減額の対象となっております。

そのため、この免除の対象となっている部分については減額されますが、例えば資産割を持っている方については、この部分は減額されないものですから、丸々ゼロになるわけではないです。

国は免除と言っていますが、実務的には減額扱いになるということで、言葉を使い分けさせていただいております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。ちょっと難しいですね。

玉川委員 所得割額、均等割額を、と2つを指しているの、僕は免除でもいいのかなと思ったのですが。確かに資産割額は対象に入っていないのは承知しています。

増田委員 たぶん、制度的には国民健康保険税と保険料とあると思うんだけど、国は料の方を引用してやっているんじゃないかなと思いました。

議長 どうでしょうか、事務局の皆さん。

事務局 ありがとうございます。やはり国の方は国保料をもとに改正を進められておりますので、増田委員のおっしゃる通りだと思います。例えば所得割額と均等割額を4ヶ月分免除するので、残りの8ヶ月分については課税が通常通りされるものですから、国保税としては丸々免除という考えとは微妙に異なる面がございます。それで減額という文言を使わせていただいております。

玉川委員 期間相当分の税を免除するというようなことが書いてありますよね。免除されない期間があるのだとしても、期間相当分は免除という言葉でいいのかなと感じました。

議長 私の方から一つ質問をしてよろしいですかね。すみません、ちょっと教えてください。国が出してきたこの制度の趣旨っていうのは、子どもを産み育てる方に対しての、この期間の全額の免除っていうのが趣旨なのか、それとも、この国保税の仕組みそのものが資産割等も含まれているということを前提に考えると、その人たちは全額の免除ではないということではありますけど、今、国保制度の、いわゆる過渡的な期間において、資産割の課税をしていない市町村がいるわけです。資産割を適用している市町村については、今言うように一部課税をしますよということですよ。ということは、国の趣旨はどこにあるのでしょうか。国はどこを想定しているのかなというようなことをちょっと思ったものですから、参考に聞きたいと思います。

事務局 元々、国民年金についてはこの産前産後期間の国民年金保険料を免除するという制度がございます。国保税についてもこれに則り作られた制度なのですが、この出産前の6週間から出産後8週間は、出産する予定の被保険者にとっては稼働活動ができない、働くことができない期間ということから、産前産後期間の相当分について免除しましょうという考えとなっております。ただ、平等割については1世帯につき課税されるものですから、どうしてもゼロということにはなりません。年金は丸々免除になりますが、国保税については丸々免除というわけにはいかない面がございます。国としましては全てを免除という考え方ではあるのかなと思いますが、先ほども申し上げました、資産割の部分と平等割の部分については、免除の対象としては当初からなっていないという状況でした。以上です。

議長 どうですか、今の説明で皆さん納得していただいたでしょうかね。

はい、ありがとうございます。

それではそれ以外にご意見等ご質問等あればお願いいたします。

もし無いようでしたら、次の(2)の方に移りたいと思います。(2)特定健診、特定保健指導の実施状況についてと、(3)の焼津市国民健康保険第3期保健事業の計画、データヘルス計画の素案についてということで、この2つをまとめて説明いただきたいと思います。

事務局 (資料説明)

議長 それでは、ただいま事務局から説明があったことにつきまして、皆さんの方からご質問等ございましたらよろしくお願いをしたいと思います。たいへん分厚い冊子で、読むのに大変だな、と思いますが、何かありますか。

池谷委員 先ほど特定健診の受診率と特定保健指導実施状況ということで、県内の順位表について説明がありましたけれども、特定保健指導の実施率はすごく高く、県内でも積極的にやっている傾向が出ていると思います。けれども、特定健診受診率が、コロナ感染症の影響もあって、令和になってから数字が下がっているということですが、他の市町村と比べても数値が伸びてないというのは、何かコロナ以外に、伸びない原因があるのではと思いますが、どうでしょうか。

受診率は課題で、それを上げていくのもまた次の計画の目標にもなっているということですので、何か効果が出るような施策を進めていただければと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。お手元の追加資料1をご覧ください。

まず他市の状況についてでありますけれども、青色に塗ってある欄が他市町の受診率(県平均)になっておりまして、令和元年度が38.4%、令和2年度は34.8%、令和3年度は36.3%、令和4年は37.3%と、徐々にコロナ禍前に戻りつつあります。焼津市の場合、新型コロナウイルス感染症以外の要因として考えられますのは、今まで健診受診率の高かった70歳代前半の年齢層の方が、ここ数年で後期高齢者の健診に移行しており、40歳から50歳の年齢層の受診率が低いのが現状となっております。

今後は、国保の新規加入者の方々への周知を行うとともに、若い世代が受けやすい環境を整えていきたいと考えております。

議長 今説明がありましたけれども、団塊世代の皆さんが後期高齢者になり、国保ではなくなってしまったということで、40代50代の方が受けていない状況が反映されているんじゃないかということです。池谷委員、何かありますか。

池谷委員 確かにそういった要因はあるかと思います。ただ、受診したい、という気持ちを持ってもらうためにも、そういった機運を高めるような施策を是非とっていただけたらと思います。

議長 是非、今以上に頑張っていたいただければと思います。
それ以外、皆さんの方からございますか。

石神委員 食推、健康づくり食生活推進協議会の略で「食推」といいますが、その立場から質問させていただきます。

計画書の 62 ページのところの、ポピュレーションアプローチとは、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局 普段から食推さんには大変お世話なっております。ありがとうございます。

ポピュレーションアプローチは、集团的に皆さんにいろいろとアプローチする、集団支援といったような形になります。食推さんも、公民館まつりとかで、来所していただいた方にいろいろ説明していただいたり、食育推進活動を行っていただいておりますけれども、焼津市の健康課題としては糖尿病と高血圧の方がとても多いものですから、ポピュレーションアプローチとしては、こういった高血圧、糖尿病についての予防や、食事の取り方とか、そういったことも含めて、皆さんにお知らせしていくことが必要かと思っております。

保健センターで言えば、地域に出向いた健康講座とか、あとは、最近では大井川にあります健康見える化コーナーなどで、定期的にイベントを開いております。そういった中で、予防の講座などをさせていただければと思っております。

あとは、その中で減塩食品の紹介とか、減塩のコツなどを皆さんに知っていただければと思います。減塩と言ってもなかなか難しいものなので、調味料のようなかけるものとか、そういったものから減塩をしようということ、少し心がけることから繋がっていくということもお知らせしていきたいと思っております。細かいことですが、地道な活動が必要になっていくと思っております。

議長 どうですか、石神委員、よろしいですか。

石神委員 それも必要かなと思うんですけど、私がちょっと考えているのは、市立病院に食堂がありますよね。（メニューの種類が）偏っているかなと思っています。ラーメンとか、おそばとかが多くて、塩分の多いものばかりです。定食って、一番（栄養のバランスが）良いと言われてますよね。そういうものが少ないんです。

病院の献立は業者に委託しているのかもしれませんが、せっかく保健センターに管理栄養士がいらっしゃるの、そこにそういう定食とかの提案をしていただければいいのかなと思います。病院に来た人だけでなく、他の近くの人たちも来てくれると思うんですよ。

今、独居とか、1 人身の人が多いため、食事に出たいという時に、外食する

とすごい味が濃くて、やはり家で作らなくちゃいけないなと思うのではないのでしょうか。家族を持っている人たちはいいですけど、やっぱりそういう人たちは、お弁当とかをとっていたりすると思います。その辺をちょっと考えていただきたいと思うんです。

それで、63ページの「統計からみえる焼津市の食」に、練り製品とか、つくだ煮とかあります。私も買うんですけど、やっぱり味がすごく濃いようなものが焼津市は多いじゃないですか。それで、ちょっと薄味のものはないのかなと思うと、ちょっとはあるんですけど、今どきじゃない味だなというものもあって、そういうことを個人的に言っても、それを受け入れてもらえないので、市からそういう働きかけをしてもらいたいなと、いつも思っているんです。

商工会議所などで、そういう商品の開発のときに試食もさせてもらいましたけど、やっぱりそういうふうに皆さん考えていらっしゃるでしょうから、ちょっとその幅を広げてもらいたいなと思います。福祉会館内の、「野いちご」というところの食堂は、すごく体に優しい食事なんですね。だからあんなものもあつたらいいかなと私は思います。

それとですね、鰹三味とかというのは市でやっているんでしょうか。観光課ですかね。それも思うんですけど、タンパク質ばかりで、野菜が少ないなって思うんです。野菜をもう1品、多く摂りましょうって言っているわけですよ。そういうことも必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局

たくさんのいろいろなアイデアありがとうございます。そうですね、市町によってはそのような減塩対策だったり、薄味のメニューを提供しているお店を紹介している市町もあつたり、いろいろ取り組んでいまして、私達焼津市もこういった対策にもっともっと力を入れて、いろいろなところを巻き込んで、みんなに協力してもらいながら、皆さんの意識を高めていけたらいいなと思います。

石神委員

島田市の食推が、国保から依頼を受けてソルセイブという試験紙で（塩味の味覚チェックを）手伝ったそうなんですね。食推もお手伝いしますので、焼津市でもそういう活動をしてもいいのかなと思いました。

議長

石神委員の方からいろいろご要望がありましたので、ぜひ実現できるような方策を考えていただきたいと思います。

それ以外に皆さんの方からご意見、またご質問等ありましたらお願いします。

特に皆さんの方からないようでしたら、事務局の方にお返しをするとともに、事務局の方から何か説明等がありましたらお願いをしたいと思います。

事務局

ただいま説明させていただきました、第3期データヘルス計画の素案につきましては、先週皆様に送付させていただいたばかりですし、量も多いため、こ

の場ではご意見が思い浮かばない方もいらっしゃるかと思います。

今からこのデータヘルス計画の素案に対する意見書と返信用の封筒をお配りいたしますので、この他にご意見がある方は12月22日の金曜日までに返信用封筒に入れてご返送いただくようお願いいたします。こちらはご意見のない方につきましては、返送いただく必要ございません。なお今回欠席された委員にも意見書は送付する予定でございます。

議長

はい、わかりました。意見があれば12月22日までに提出をしていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日の議事につきましては終了いたしましたけども、その他全体で何かあれば皆さんの方からご質問いただければと思ひます。

特にないようでしたら本日の議題を終了させていただきまして、第2回目の国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

<閉会>